

# 令和6年度 北区中小企業 融資あっせんのご案内

北区では、中小企業者が事業運営に必要な資金を低利で活用できるよう、取扱金融機関に融資のあっせんをしています。



## City of Kita



### 北区産業振興課経営支援係

北区王子1-11-1 北とぴあ11階

TEL 5390-1237

FAX 5390-1141



JR京浜東北線 王子駅北口から徒歩2分  
東京メトロ南北線 王子駅5番出口直結  
都電荒川線 王子駅前駅から徒歩5分

# ご利用できる方

## 融資あっせんの条件

融資あっせんには、**下記の要件全てを満たしていること**が必要です。（各資金により若干異なります。）

- ①個人は区内に住所、法人は区内に本店登記を有し、原則として引き続き1年以上同一場所で同一事業を営む**中小企業者**  
※法人で事業所のみ区内に所在している場合は対象となりません。区外在住で、区内のみに事業所がある個人事業者は事業資金に限り利用できる場合がありますのでご相談ください。
- ②個人は前年度の特別区民税・都民税、法人は前期の法人都民税を完納していること
- ③東京信用保証協会の保証対象業種であること（原則、東京信用保証協会の保証承諾が必要です。）
- ④適切な事業計画と確実な資金計画があること
- ⑤個人は収入の過半数を事業収入から得ていること
- ⑥現在かつ将来にわたって暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為を行わないこと

## 中小企業者とは



（中小企業信用保険法第2条及び施行令による）

\*個人は従業員数のみ、法人は資本金か従業員数のいずれか一方が該当していればよい。

\*経営者、役員、家族従業員は従業員数に入りません。ただし、パート・アルバイトなどは臨時雇いであっても、事業の経営上不可欠な人員は従業員に含みます。

次の場合は北区の融資あっせんが受けられませんので、ご注意ください。

- ①生活資金・納税資金・住宅資金など事業以外の目的で利用する方
- ②借入金の返済を目的としたもの（借換を可能としている北区資金メニューを除く）
- ③保証対象にならない業種（農林・漁業、遊興娯楽業のうち風俗関連営業（一部除く）、金融業（一部除く）、学校法人、宗教法人、非営利団体※、その他保証協会において不適切と認める業種）を営んでいる方
- ④信用保証協会の代位弁済を受けた方で保証協会への返済が終了していない方
- ⑤給与所得者の副業と認められるもの

※NPO法人は所定の要件に該当する場合、一部のあっせんメニューが利用できますので、ご相談ください。

# 融資あっせん内容

## 1 資金使途

### 運 転 資 金

- ・商品、原材料の仕入れ及び外注費
- ・人件費支払
- ・店舗の賃借料、仲介手数料
- ・リース料支払
- ・買掛金、支払手形の決済 等

借入金返済のための資金、税金支払のための資金、生活資金は対象外

### 設 備 資 金

- ・機械、器具、装置、備品の購入
- ・店舗、工場、事務所等の新築・増改築
- ・店舗や事務所の敷金、礼金、保証金
- ・商店街の街路灯、アーチ、アーケードの設置
- ・事務用機器、業務用車両、大型特殊自動車、ショーケース 等

支払済み代金、土地の購入は対象外

### 設備資金申込時の注意

- ・あっせん申込金額は見積書金額内となるため、最終見積書がでた時点であっせん申込をしてください。
- ・居宅部分が含まれる事業所（店舗・事務所・工場など）の新築・増改築の場合は、事業所部分のみがあっせん対象となるため、事業所部分と居宅部分の割合がわかる図面などが必要になります。
- ・不動産賃貸業を個人で行っている方は、全収入の過半数を当該事業から得ている場合に対象となります。
- ・業務用車両（3、5、7ナンバー）を購入する場合のあっせん上限額は**300万円**となります。ただし、レジャー仕様及びスポーツカーは業務用車両としては認められません。
- ・タクシー、ハイヤー業を営む事業者が、業務用車両を購入する場合のあっせん上限額は400万円となります。
- ・貨物用車両（1、4、6ナンバー）、大型バス及び業務用特殊車両の購入は融資あっせん限度額までとなります。場合により、車両購入後車検証のコピーの提出をお願いすることがあります。

## 2 融資あっせんの限度額

一事業者に対して、それぞれの資金を融資あっせん限度額まであっせんします。なお、限度額はあっせん融資残額の合計となります。

※小規模企業小口資金は今回の申込分を含めて保証協会の保証付融資残高合計が2,000万円以下であること。

### 事業資金等のあっせん申込限度額

例

制度の融資限度額1,000万円から合計残高を引いた金額が限度額です。  
融資残高が650万円ある場合は、 $1,000万 - 650万 = 350万円$ が**限度額**です。

### 原油価格・物価高騰対策緊急資金、新型コロナウイルス感染症対策緊急資金借換資金のあっせん限度額

原油価格・物価高騰対策緊急資金及び新型コロナウイルス感染症対策緊急資金の残額と共通枠です。

例

原油・物価高騰残高900万、コロナ残高500万あり、コロナだけを返済条件として借換を申込み場合  
融資限度額2,000万円－原油・物価高騰900万＝**1,100万円**が**限度額**です。

### 不況対策資金・不況対策借換資金のあっせん限度額

不況対策資金を借り入れしている方が不況対策借換資金で1,500万円の枠をご利用になるには、不況対策資金を返済することが条件となります。不況対策資金を返済せず、不況対策借換資金と併用する場合は、融資限度額は不況対策資金の残高と合わせて1,000万円となります。

### 不況対策資金の残高が300万円ある場合

例

返済条件にする →1,500万円まで申込可能  
返済条件にしない→融資限度額は合計1,000万円となるため**700万円まで申込可能**

## 3 返済方法

- ・元金均等返済
- ・一括返済（融資期間6か月以内に限る）

# 申込みから実行・利子等補給まで

北 区	1	<b>経営アドバイザーの事前相談</b> (本人申込みの場合)	融資あっせん申込前に、必要に応じて経営アドバイザーの経営相談を実施します。 相談は予約制です。産業振興課経営支援係 TEL 5390-1237 ※起業家支援資金、事業活性化支援資金③、事業承継支援資金、緊急資金② (P5に記載) については必須です。
	2	<b>あっせん申込み</b> (金融機関代行可)	申込書に記入し必要書類を揃え、産業振興課経営支援係に申込みをしてください。 ※下記の資金 (P5に記載) は経営アドバイザーの診断が必要です。 必要書類が揃いましたら、電話予約してください。TEL 5390-1237 事前診断：起業家支援資金、事業活性化支援資金③、 事業承継支援資金、緊急資金② 現地訪問：起業家支援資金、緊急資金①④ (必要に応じて)
	3	<b>あっせん書交付</b>	書類確認後、あっせん書を即日交付します。 診断が必要な資金は、診断日から2～3日後に交付します。
金 融 機 関	4	<b>金融機関に融資申込み</b>	あっせん書を金融機関に持参し、融資の申込みをしてください。 原則として信用保証協会に保証委託します。
	5	<b>審査</b>	金融機関と信用保証協会の審査があります。
	6	<b>融資実行</b>	審査後、融資が実行されます。 ・あっせん申込時に借入希望金融機関 (P8に掲載) に口座を未開設の場合は、融資実行後、金融機関を通して結果回答書とともに、信用保証料及び利子補給請求書を提出していただきます。 ・個々の状況により異なりますが、融資申込みから実行まで通常1か月程度かかります。(初めて信用保証協会を利用する場合は、1か月半～2か月程度)
北 区	7	<b>結果報告</b>	金融機関から北区に、融資の結果が報告されます。
	8	<b>信用保証料・利子一部補給</b>	北区から中小企業者へ信用保証料と利子の一部を補給します。

## 連帯保証人について

- ・個人事業者…原則として必要ありません。
- ・法人…原則として代表者です。

# 融資実行後について

## 1 信用保証料補給金と利子補給金について

- ・東京信用保証協会の保証を受けた場合、実際の支払額を基準に融資の種類ごとに定めた割合に応じて（P6参照）、信用保証料補給を行います。
- ・融資の種類ごとに定めた期間と割合に応じて（P6参照）、利子補給を行います。利率は年度途中で変わる場合もあります。その都度ご確認ください。

## 2 信用保証料補給金と利子補給金の振込み時期

- ・信用保証料補給金・・・融資実行から約2か月後
- ・利子補給金・・・年4回  
4月～6月分→8月      7月～9月分→11月  
10月～12月分→2月      1月～3月分→5月

\*注意 起業家支援資金は「開業届のコピー」、緊急資金③は「完了届」提出後、信用保証料及び利子補給金の振込手続きを行います。

## 3 実行後の注意

### （1）信用保証料の返還について

令和5年4月1日以降に融資あっせんの申込みをした分について、信用保証料の補給を受けた融資を繰上返済し、東京信用保証協会から信用保証料の返戻を受けたときは、区が補給した割合に応じた信用保証料補給金相当額を区に返還していただきます。

**\*返還がされない場合、お支払いいただくまで、北区制度融資のあっせんを受けることができません。**

### （2）利子補給の停止について

下記の場合には、利子の補給停止となります。

- ①個人は住所、法人は本店登記を北区外に移したとき
- ②事業の廃止または6か月以上休業したとき
- ③返済できなくなったとき
- ④申込み内容に偽りがあったとき
- ⑤資金使途が不適切であることが判明したとき
- ⑥金融機関を変更したとき（同一金融機関内で北区中小企業融資取扱支店（P8に掲載）に変更したときを除く）
- ⑦融資実行後の事後診断等により、事業実態の確認ができないとき（起業家支援資金実行後の事後診断は必須です）

**\*利子補給停止の事由発生後に受けていた利子補給金は、区に戻していただきます。**

債務者、住所、口座番号などが変わったときは所定の用紙により速やかに区へ届出してください。

**\*届出が遅れますと、一度振込まれた利子補給金を区に戻していただくことがあります。**

同一金融機関で支店変更する場合は、産業振興課経営支援係まで必ず事前にご相談ください。

# 令和6年度 北区融資制度一覽

## 基本要件

- ①個人は区内に住所、法人は区内に本店登記を有し、原則として引き続き1年以上同一場所で同一事業を営む中小企業者
- ②個人は前年度の特別区民税・都民税、法人は前期の法人都民税を完納していること
- ③東京信用保証協会の保証対象業種であること
- ④適切な事業計画と確実な資金計画があること
- ⑤個人は収入の過半数を事業収入から得ていること
- ⑥現在かつ将来にわたって暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為を行わないこと

	メニュー名	融資の要件	融資限度額	資金使途・融資期間	利率(年利)	利子補給	実質利率	信用保証の要・不要	保証料補給※1
調達したい方	原油価格・物価高騰対策緊急資金	基本要件を満たしており、原油価格及び物価高騰の影響により、直近1か月の売上高又は売上総利益額が令和3年から令和5年までのいずれかの年における同月と比較して減少していること。	1,000万円	運転 5年 (据置1年以内を含む)	1.9%以内	実行後1年間1.9% 2年目以降1.5%	実行後1年間0% 2年目以降0.4%以内	必要に応じて	全額
	不況対策資金	基本要件を満たしており、最近3か月または1年間の売上高が前年同期と比較して減少していること	1,000万円	運転 5年以内 (据置1年以内を含む)	1.9%以内	実行後1年間1.9% 2年目以降1.5%	実行後1年間0% 2年目以降0.4%以内	必要	半額
事業運営資金を調達したい方	事業資金	基本要件を満たしていること	2,000万円 (運転・設備 各1,000万円)	運転 設備 5年以内 8年以内 (据置6か月以内を含む)	1.9%以内	0.4%	1.5%以内	必要に応じて	半額
	小規模企業小口資金 (旧:小口零細企業資金)	基本要件を満たしており、次の全ての要件に該当すること ①従業員数が製造業等20人(卸・小売・サービス業は5人)以下であること ②今回の申込分の融資を含めて保証協会の保証付き融資合計残高が2,000万円以下であること	2,000万円	運転 設備 7年以内 10年以内 (据置6か月以内を含む)	1.8%以内	0.8%	1.0%以内	必要	なし 東京都から 半額補助が 受けられます
	借換	①小規模企業小口資金を本融資により返済すること ②返済条件となる融資の元金返済を当初の約定通り1年以上継続して行っていること ③申込み金融機関は、原則返済条件となる融資と同一金融機関で同一支店に限る							
	起業家支援資金	事業を営んでいない個人が、新たに事業を始める場合(創業した日から1年未満を含む)で次の全ての要件に該当すること ①区内に住所(法人にあっては本店登記)及び主たる事業所を有すること(ただし北ネスト赤羽入居者は、いずれか一方があればよい) ②前年度の個人住民税を完納していること ③保証協会の保証対象業種であること ④開業前の場合、自己資金が開業資金の2分の1程度あること	1,500万円 特定創業支援等 事業による支援 を受けたことの 証明がある場合は 2,000万円	運転 併用 設備 7年以内 10年以内 (据置1年以内を含む)	1.8%以内	1.5%	0.3%以内	必要に応じて	2/3 融資期間 5年以下は区、 5年超は東京 都からの補助
	事業活性化支援資金	基本要件を満たしており、次のいずれかの要件に該当すること ①セーフティネット保証5号の認定を受けていること(認定有効期限内) ②中小企業等経営強化法による経営革新計画・新連携事業計画・経営力向上計画のいずれかの承認・認定を得ていること ③区内で事業転換・多角化を行うこと(別途要件あり) ④東京都北区SDGs推進企業認証制度実施要綱の規定による認証を受けたもの	1,000万円	運転 併用 設備 5年以内 (据置1年以内を含む)	1.8%以内 1.9%以内	1.5%	0.3%以内 0.4%以内	必要 必要に応じて	半額
	事業承継支援資金	基本要件を満たしており、次のいずれかの要件に該当すること ①事業承継を3年以内に行う見込みを有し、事業計画を策定してその実行に取り組むこと ②事業承継を行ってから5年を経過していない事業者で、事業計画を策定し承継後の経営の安定化に取り組むこと	1,500万円	運転 併用 設備 7年以内 10年以内 (据置1年以内を含む)	1.9%以内	1.5%	0.4%以内	必要に応じて	半額
夏季・年末資金	基本要件を満たしており、一時的に必要な資金であること 夏季資金の申込期間 令和6年6月3日から同年7月31日まで 年末資金の申込期間 令和6年10月1日から同年11月29日まで	500万円	運転 1年以内 (据置6か月以内を含む)	1.6%以内	1.3%	0.3%以内	必要に応じて	全額	
借換資金を調達したい方	原油価格・物価高騰対策緊急資金、 新型コロナウイルス感染症対策緊急資金借換資金	基本要件を満たしており、次のすべての要件に該当すること ①北区原油価格・物価高騰対策緊急資金、北区新型コロナウイルス感染症対策緊急資金※2のいずれか又は両方を本融資により返済すること ②返済条件となる全ての融資の元金返済を当初の約定どおり6か月以上継続して行っていること ③借入額は、返済条件となる融資の残高以上であること ④申込み金融機関は、原則返済条件となる融資と同一金融機関で同一支店に限る	2,000万円 原油価格・物価高騰 対策、コロナ緊急 資金と共通枠	運転 10年以内 (据置1年以内を含む)	1.9%以内	実行後1年間1.9% 2年目以降1.5%	実行後1年間0% 2年目以降0.4%以内	必要に応じて	半額
	不況対策借換資金	基本要件を満たしており、次のすべての要件に該当すること ①最近3か月または1年間の売上高が前年同期と比較して減少していること ②北区中小企業融資(保証協会保証付き)を本融資により返済すること ③返済条件となる全ての融資の元金返済を当初の約定どおり1年以上継続して行っていること ④借入額は、返済条件となる融資の残高以上であること ⑤申込み金融機関は、原則返済条件となる融資と同一金融機関で同一支店に限る	1,500万円 不況対策資金との 併用になる場合は 1,000万円が限度額	運転 7年以内	1.9%以内	実行後1年間1.9% 2年目以降1.5%	実行後1年間0% 2年目以降0.4%以内	必要	なし
	緊急景気対策借換資金	基本要件を満たしており、次のすべての要件に該当すること ①2本以上の北区中小企業融資(保証協会保証付き)を本融資により借換一本化する ②借換により、月々の返済負担の軽減及び円滑な資金調達が図れること ③返済条件となる全ての融資の元金返済を当初の約定どおり6か月以上継続して行っていること ④借入額は、返済条件となる融資の残高以上で、返済条件となる融資の残高の1.5倍以下であること ⑤申込み金融機関は、原則返済条件となる融資と同一金融機関で同一支店に限る ⑥原則として返済条件となる融資と申込融資の保証割合は同じものに限る	2,000万円	運転 10年以内	2.0%以内	1.0%	1.0%以内	必要	なし
その他	緊急資金	基本要件を満たしており、次のいずれかの要件に該当すること ①区長が指定する災害救助法の適用に至らない災害の被災者 ②他地域の大災害により事業活動に支障をきたしているもの ③公害が発生しているために公的機関からの指導改善勧告をうけており区内に当該事業所があるもの ④その他区長が定めるもの	1,000万円	運転 設備 5年以内 (据置1年以内を含む)	1.9%以内	①・②は実行後1年間1.9% 2年目以降1.5%	0.4%以内 ①・②は実行後1年間0% 2年目以降0.4%以内	必要に応じて	全額
	団体事業資金	次の要件を満たす事業協同組合、商店街振興組合等の団体 ①主たる事務所が区内に所在し、構成員の2分の1以上が区内に事業所を有する中小企業者 ②構成員の3分の2以上が保証協会の保証対象事業を営む団体 ③前期の法人都民税(任意団体にあっては代表者の前年度の個人住民税)を完納していること	2,000万円 (1億円) ( )内は商店街 振興組合	運転 転貸 3年(5年)以内 (据置2か月(6か月)以内を含む) 共同 5年以内 (据置6か月以内を含む)	1.9%以内	0.4% 1.3% (1.7%)	1.5%以内 0.6%以内 (0.2%以内)	不要 (必要に応じて)	なし

※1北区ビジネスプランコンテスト入賞者には、実際の保証料の全額(東京都からの補助を受けるものは、東京都の補助を除いた額の全額)を補給します。ただし認定日から2年以内にあっせんされた融資に限りです。 ※2新型コロナウイルス感染症対策緊急資金は令和5年度末で受付終了

# 提出書類

## 共通

	個人	法人
1※1	北区融資あっせん申込書（各資金区所定の用紙）	
2※1,2	北区中小企業融資あっせん申込みに係る同意書（区所定の用紙）	
3※1	利子補給請求書（区所定の用紙）	
4※1,2	信用保証料請求書（区所定の用紙）	
5	最新の所得税確定申告書・決算書のコピー ・ 税務署受付印のある確定申告書、青色申告決算書又は収支内訳書 ※3 ・ 電子申告をしている場合はメール詳細	最新の法人税確定申告書・決算書のコピー ・ 税務署受付印のある確定申告書、決算報告書、法人事業概況説明書 ※3 ・ 電子申告をしている場合はメール詳細
6※4	令和5年度（令和4年中の所得に対する）特別区民税・都民税の納税証明書 ※5	前期分の法人都民税の納税証明書 ※6
7	見積書コピー（設備資金のみ） ①～③を満たすもの	①発行から3か月以内かつ有効期限内のもの ②発行先の社印が押してあるもの ③宛名が個人の場合は個人名、法人の場合は商号（法人名）になっているもの
8	その他区長が必要と認めるもののコピー	

※1 区ホームページからダウンロード可 ※2 信用保証料の補給がない場合は不要 ※3 受付印がない場合、納税証明書等（税務署で発行）の提出が必要。 ※4 納税証明書は窓口で確認後返却します。 ※5 非課税の方は非課税証明書。 ※6 都税事務所が発行

## 資金別

対象融資	必要書類
原油価格・物価高騰対策緊急資金	・ 売上高売上総利益額計算書・理由書（区所定の用紙）※7 ・ 売上高・売上総利益額の減少が確認できる書類（決算書、試算表、売上台帳等 メモは不可）
不況対策資金 不況対策借換資金	・ 売上高計算書（区所定の用紙）※7 ・ 売上高の減少が確認できる書類（決算書、試算表、売上台帳等 メモは不可） ※1年比較の場合は申込時期と決算期が合致する場合のみ決算書でも可
起業家支援資金	・ 開業計画書 ※7 ・ 自己資金の確認できるもの（開業前の場合） ・ 法人は登記事項全部証明書のコピー、個人は開業届のコピー ・ 退職証明書又は退職したことが確認できる書類 ・ 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書（有効期限内のもの、あっせん融資希望額が1,500万円以下の場合は不要）
事業活性化支援資金①～④	①セーフティネット保証5号認定書のコピー ②経営革新計画承認書、新連携事業計画認定書又は経営力向上計画認定書のコピー ③事業転換・多角化計画書（区所定の用紙）※7 ④東京都北区SDGs推進企業認証書のコピー
原油価格・物価高騰対策緊急資金、新型コロナウイルス感染症対策緊急資金借換資金	返済残高確認書 ※7
事業承継支援資金	北区事業承継計画書・事業計画書（区所定の用紙）※7
緊急景気対策借換資金	返済計画書（区所定の用紙）※7
緊急資金①、③	①り災証明書等のコピー ③公的機関発行の指導・改善勧告書のコピー等
団体事業資金	・ 総会議事録及び決算書のコピー（借入金の議決をしているもの） ・ 事業計画書、事業報告書、返済計画書のコピー ・ 定款等のコピー（任意団体は会則） ・ 見積書、図面のコピー（共同施設資金の場合） ・ 転貸一覧表（転貸資金の場合）

申請に必要な書類一覧を提示していますが、各資金及びお客様により若干取り扱いが異なる場合があります。詳細等については経営支援係までご確認ください。

※7 区ホームページからダウンロード可

# ご利用いただける金融機関

令和6年4月現在

取扱金融機関名		所在地	電話番号	取扱金融機関名		所在地	電話番号
朝日信用金庫	西巢鴨支店	滝野川6-3-1	3916-5241	中ノ郷信用組合	滝野川支店	滝野川5-7-5	3916-3551
	西尾久支店	荒川区西尾久2-30-1	3810-0111	大東京信用組合	十条支店	上十条2-31-1	3907-5111
	東尾久支店	荒川区荒川5-31-7	3895-2222	第一勧業信用組合	東十条支店	東十条3-13-10	3913-7151
	神明支店	文京区本駒込5-73-10	5685-5011		尾久支店	荒川区西尾久1-21-15	3893-7205
東京シティ信用金庫	赤羽支店	志茂2-33-14	3902-4371		巢鴨支店	豊島区巢鴨2-4-2	3918-0401
東京東信用金庫	東王子支店	豊島3-19-4	3912-3221	文化産業信用組合	本店	千代田区神田神保町1-101	3292-8281
	滝野川支店	滝野川1-48-1	3917-8131	みずほ銀行	王子支店	エンゲージメントオフィス 千代田区神田錦町2-11	6631-9555
尾久支店	荒川区東尾久4-4-15	3894-4131	赤羽支店				
城北信用金庫	王子営業部	豊島1-10-10	3913-1151		尾久支店		
	赤羽支店	赤羽2-1-9	3902-1151		十条支店		
	赤羽西口支店	赤羽西1-40-5	5993-1251		板橋支店		
	浮間支店	浮間3-18-6	3965-1151		大塚支店		
	尾久駅前支店	昭和町2-8-1	3894-4141	動坂支店			
	梶原支店	堀船3-31-9	3914-5611	三菱UFJ銀行	王子支店	王子1-10-18	3911-3921
	駒込支店	中里2-21-3	3940-1151		王子駅前支店	王子1-10-18(王子支店内)	3914-3811
	十条支店	十条仲原3-13-1	3907-1151		赤羽支店	赤羽1-9-6(赤羽駅前支店内)	3598-3801
	東十条支店	東十条3-15-13	3927-1161		赤羽駅前支店	赤羽1-9-6	3901-5121
	尾久中央支店	荒川区西尾久3-8-1	3893-8121		滝野川支店	板橋区板橋4-11-1(新板橋支店内)	5248-3008
	東尾久支店	荒川区東尾久2-37-18	3895-3711		三河島支店	荒川区東日暮里3-46-7(日暮里支店内)	3891-8151
	巢鴨支店	豊島区西巢鴨1-12-1	3915-1151		新板橋支店	板橋区板橋4-11-1	3961-1631
	志村支店	板橋区坂下2-16-8	3960-7181		駒込支店	豊島区駒込2-3-1	3910-1111
	動坂支店	文京区千駄木3-24-10	3821-8161	りそな銀行	王子支店	王子1-16-1	3911-0131
瀧野川信用金庫	本店	田端新町3-25-2	3893-6151		日暮里支店	荒川区西日暮里2-29-3	3891-5161
	赤羽支店	赤羽西1-35-9	3900-7111	三井住友銀行	王子支店	王子1-16-2	3911-5141
	浮間支店	浮間4-13-1	3967-6241		赤羽支店	赤羽2-1-15	3901-3104
	田端支店	田端1-13-11	3828-6211		板橋支店	板橋区常盤台1-44-6(ときわ台支店内)	3960-1205
	西ヶ原支店	西ヶ原2-45-12	3910-3911		志村支店	板橋区常盤台1-44-6(ときわ台板橋支店内)	0570-032-495
	東十条支店	東十条5-5-10	3902-1191	東日本銀行	東十条支店	板橋区中板橋8-8(中板橋支店内)	3962-4501
巢鴨信用金庫	王子支店	王子1-22-15	3927-6111		板橋駅前支店	豊島区西池袋2-41-8 I・O・Bビル3階(池袋支店内)	3971-4126
	西日暮里支店	荒川区西日暮里5-34-4	3802-2111		尾久支店	荒川区西尾久3-21-3	3893-6411
	板橋支店	板橋区板橋1-42-18	3961-1601		駒込支店	豊島区西池袋2-41-8 I・O・Bビル3階(池袋支店内)	3971-4126
	板橋駅前支店	板橋区板橋1-42-18(板橋支店内)	3961-1601	きらぼし銀行	滝野川支店	王子2-24-1エムズビル1階2階	3912-2131
	志村支店	板橋区小豆沢1-13-8	3960-2131		王子支店	王子2-24-1エムズビル1階2階	3912-2131
	駒込支店	豊島区駒込3-3-20	3918-1201		板橋支店	板橋区板橋1-17-1	3963-3681
	本店営業部	豊島区巢鴨2-10-2	3918-1132		西池袋支店	豊島区東池袋2-61-3(東池袋支店内)	3984-5851
東信用金庫	志村坂下支店	板橋区東坂下2-16-4	3968-0481		東池袋支店	豊島区東池袋2-61-3	3983-3221
志村支店	板橋区小豆沢1-11-7	3966-0136	阿波銀行	東京城北支店	王子2-30-3(ニッセイ王子ビル2F)	3927-1051	
板橋支店	板橋区板橋2-67-8	3961-5371		足利銀行	王子支店	王子2-30-3(ニッセイ王子ビル4F)	6903-3933
全東栄信用組合	十条支店	上十条3-15-2	3908-6111	商工組合中央金庫	池袋支店	豊島区南池袋1-21-10	3988-6311
武蔵野銀行	川口支店	埼玉県川口市栄町3-11-11	048-251-7200	武蔵野銀行	王子オフィス	北区王子1-16-7	3914-9621
	王子オフィス						



# 信用保証協会について

信用保証協会とは、中小企業者が金融機関から事業運営に必要な資金の融資を受ける場合に、その信用を保証することにより借入を容易にし、事業の健全な発展を支援するための公的機関です。

保証にあたっては、経営者の経営意欲・事業への取組姿勢・資金使途・返済能力などを総合的に判断して決定します。信用保証協会を利用して保証を受ける場合は、保証内容に応じた信用保証料が必要になります。詳しくは下記支店までお問い合わせください。

## 東京信用保証協会 上野支店

〒111-0041 台東区元浅草2-6-7(マタイビル5階)  
TEL 3847-3171(代) <https://www.cgc-tokyo.or.jp>

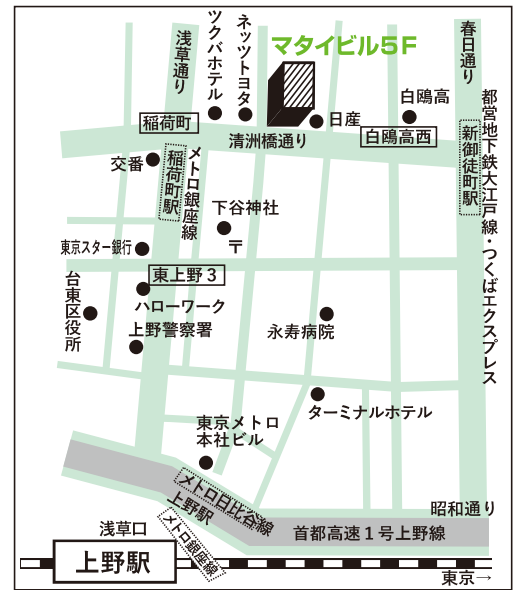
担当地域 / 文京区・台東区・北区

【アクセス】

JR 上野駅から徒歩15分

東京メトロ銀座線 稲荷町駅から徒歩2分

都営大江戸線・つくばエクスプレス 新御徒町駅から徒歩10分



# セーフティネット保証制度

取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻、大規模な経済危機等により、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度です。また、保証料率は通常よりも低い料率が適用されます。

○経営安定関連保証（中小企業信用保険法第2条第5項）

- |                        |                               |
|------------------------|-------------------------------|
| 1号：連鎖倒産防止              | 5号：業況の悪化している業種（全国的）           |
| 2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限 | 6号：取引金融機関の破綻                  |
| 3号：突発的災害(事故等)          | 7号：金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整 |
| 4号：突発的災害（自然災害等）        | 8号：金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡     |

詳細は中小企業庁のホームページ [https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_gaiyou.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm) をご覧ください。

セーフティネット保証認定申請は事前予約制です。 産業振興課経営支援係 TEL 5390-1237

# その他の融資相談窓口

相談窓口	所在地	電話番号	内容
東京都産業労働局 金融部 金融課 <a href="https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/">https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/</a>	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎19階北側	5320-4877	東京都制度融資に関すること
日本政策金融公庫 池袋支店 (中小企業事業) <a href="https://www.jfc.go.jp/">https://www.jfc.go.jp/</a>	〒170-0013 豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル9階	3986-1261	中小企業者に対する事業資金の融資に関すること
日本政策金融公庫 板橋支店 (国民生活事業) <a href="https://www.jfc.go.jp/">https://www.jfc.go.jp/</a>	〒173-0013 板橋区氷川町39-2 板橋法人会館	0570-032415 (ナビダイヤル)	小規模事業者や創業企業に対する事業資金の融資に関すること
日本政策金融公庫 上野支店 (国民生活事業) <a href="https://www.jfc.go.jp/">https://www.jfc.go.jp/</a>	〒110-0015 台東区東上野2-18-10 日本生命上野ビル5階	0570-032371 (ナビダイヤル)	小規模事業者や創業企業に対する事業資金の融資に関すること
東京商工会議所 北支部 <a href="https://www.tokyo-cci.or.jp/kita/">https://www.tokyo-cci.or.jp/kita/</a>	〒114-8503 北区王子1-11-1 北とびあ12階	3913-3000	経営相談（補助金、法律、税金など）マル経融資に関すること

# 融資あっせん申込などに必要な証明書について

## ●法人都民税納税証明書

名称	所在地	電話番号
北都税事務所	北区中十条1-7-8	3908-1181
荒川都税事務所	荒川区西日暮里2-25-1	3802-8122

## ●特別区民税・都民税納税証明書

名称	所在地	電話番号
北区役所税務課税務係	北区王子本町1-15-22 区役所第1庁舎2階	3908-1114
王子区民事務所	北区王子本町1-2-11 区役所第2庁舎	3908-8745
赤羽区民事務所	北区赤羽1-1-38	5948-9541
滝野川区民事務所	北区西ヶ原1-23-3 滝野川会館1階	3910-0141

## ●法人税などの納税証明書（その1～4）

名称	所在地	電話番号
王子税務署	北区王子3-22-15	3913-6211 (代)

## ●履歴事項全部証明書

名称	所在地	電話番号
東京法務局北出張所	北区王子6-2-66	3912-2608 (代)

官公署案内図（北とぴあ周辺）



# 融資あっせん以外の支援制度

## 経営・開業相談

専門のアドバイザーが、各種ご相談をお受けします。相談は予約制です。TEL 5390-1238

### ○経営に関すること

経営全般、新事業展開、業態転換、BCP(事業継続) …等

### ○資金繰りに関すること

融資相談、財務に関すること、助成金相談、債務返済に関すること …等

### ○開業に関すること

個人事業主と法人の違い、事業計画書の書き方、開業資金に関する相談 …等

### ○IT・IoT、デザインに関すること

IoTの導入やweb活用、集客力アップのための効果的なチラシに関すること …等

相談日時 月～金曜日 午前10時～11時半・午後1時～2時半・午後2時半～4時

※IT・IoT相談は火曜日、デザイン相談は木曜日 各午後1時～2時・2時半～3時半

※オンラインでもご相談できます。

相談場所 産業振興課経営相談室（北とぴあ11階）

### ○ビジネスアドバイザーによる経営相談

経営課題が不明確、潜在的な方に対し、信用金庫から派遣された北区ビジネスアドバイザーが経営課題の明確化及び経営課題解決に向けたアドバイスを行います。

相談日時 月～金曜日 午前10時～正午・午後1時～4時

※相談希望日の2営業日前までにご連絡ください。

※オンラインでもご相談できます。

相談場所 産業振興課経営相談室又は事業所訪問

## 社会保険労務士出張相談

就業規則の作成・変更、労働・社会保険の手続き、助成金の活用等、人事・労務に関する相談を社会保険労務士がお受けします。詳細はお問い合わせください。

対象 原則として区内中小企業者

相談時間 相談1回あたり3時間以内、1企業につき年度内3回まで

※相談希望日の7営業日前までにご連絡ください。

## マル経融資利子補助金

東京商工会議所北支部の推薦を受け、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金（マル経融資）をご利用の区内事業者の方に、支払い利子の一部を補助します。

マル経融資に関する問合せ先 東京商工会議所北支部 TEL 3913-3000

予約・問合せ先

北区産業振興課経営支援係

北区王子1-11-1 北とぴあ11階

TEL 5390-1237

HP：<https://www.city.kita.tokyo.jp/>

